

税務局（本庁）契約業者等選定委員会要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、税務局（本庁）所管の業務の執行にあたり、契約業者等の適正な選定を図るため、局内に税務局（本庁）契約業者等選定委員会（以下、委員会という。）を置くことを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関する必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、「埼玉県建設工事請負等業者選定委員会」及び「総務部契約業者等選定委員会」において審査する事案の場合、参加資格制限のない一般競争入札により執行する場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める理由により随意契約を締結する場合、契約業者が特定されるに相当の理由があると委員長が認める場合は、要しないものとする。

（組織）

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	税務局長
副委員長	税務課長 個人県民税対策課長
委員	税務課副課長 個人県民税対策課副課長

（関係職員の出席）

第4条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

（業者等の選定）

第5条 業者の選定に際し、当該事務を担当する者は、選定する業者（概ね6者以上）とその選定基準、及び契約業者の決定方法について委員会に内申（別紙1）する。

2 委員会は、次の事項に留意して、業者等の選定を行うものとする。

- (1) 業者の確実性、信頼性
- (2) 業者の技術的適正
- (3) その他、契約履行に必要な条件

3 業者の選定、及び契約業者の決定方法については、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

（運営）

第6条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長のうち税務課長がその職務を代行する。

2 委員長の職務を代行する副委員長の順は、税務課長を第1順位、個人県民税対策課長を第2順位とする。

3 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

4 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

（秘密の保持）

第7条 委員会の議事は非公開とし、委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、税務課総務・企画担当に置く。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、税務課において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 内申の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 内申の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

1 この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

2 税務課契約業者等選定委員会要綱は、平成26年5月19日をもって廃止する。

